

宿泊施設等バリアフリー化推進事業費補助金交付実施要領

第1 通則

宿泊施設等バリアフリー化支援事業費補助金の交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）、宿泊施設等バリアフリー化推進事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）及びこの実施要領（以下、「要領」という。）の定めるところによる。

第2 補助対象事業者

- (1) 要綱第2(2)(3)に規定する宿泊施設又は観光施設を営む者を補助対象事業者とする。
- (2) 補助対象事業者は、補助金の執行に係る全ての責任を負う。

第3 補助対象経費

- (1) 当該事業の補助対象経費は、要綱第2(1)に規定する宿泊施設等バリアフリー化推進事業の実施に要する経費であり、バリアフリー化に資する備品購入に要する経費として知事が認めるものとする。なお、消耗品の購入に要する経費は、補助対象外とする。
- (2) 計画時点で事業費が20万円以上の宿泊施設等バリアフリー化推進事業を補助対象とする。また、補助額は、1施設あたり10万円以上とし、かつ50万円を限度とする。
- (3) 収入においては、他の県費補助金等がある場合には、その金額を補助対象経費から控除する。ただし、事業主体の構成員や事業参加者が負担する負担金や協賛金（企業協賛金を含む）等は控除しない。
- (4) 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
- (5) 国の補助金や県の他の補助金等と補助対象経費が明確に区分できない経費は、補助対象外とする。

第4 応募申請

補助金を希望する者は、交付申請に先立ち、原則として事業開始日の1か月前までに、次の提出書類により応募申請するものとする。

- (1) 応募申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（要綱様式第2号）
- (3) 収支予算書（要綱様式第3号）
- (4) 支出明細書（様式第2号）

附則

この要領は、令和元年度及び令和2年度分の補助金に適用する。

様式第1号（用紙 日本工業規格A4縦型）

応募申請書

第 号
年 月 日

静岡県文化・観光部観光政策課長 様

所在地
名 称
代表者 役職 氏 名 ㊟

年度において、宿泊施設等バリアフリー化推進事業費補助金に応募したいので、関係書類を添えて申請します。

<申請担当者連絡先>

(郵便番号) 〒 _____
(所在地) _____
(担当者氏名) _____
(TEL) _____
(FAX) _____
(E-mail) _____

支出明細書

項目	積算根拠
事業費 (内訳)	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円

※要綱様式第3号（収支予算書）2 支出の部と整合を図ること。